

大阪労働局発表
令和8年8月27日(木)

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 賃金課
(電話) 06 (6949) 6502

9月に「最低賃金周知・支援月間」を実施します

～大阪府最低賃金及び賃金引上げのための支援策の周知等に取り組みます～

大阪労働局（局長 蒔苗浩司）では、10月1日から大阪府最低賃金額が時間額1,231円（54円引上げ）に改定予定とされていることに伴い、9月を「**最低賃金周知・支援月間**」として集中的に大阪府最低賃金及び賃金引上げのための支援策の周知等に取り組みます。

特に、労務費や原材料・エネルギー価格の高騰などの企業の生産コストの増加分を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者への支援のために業務改善助成金等賃金引上げに向けた支援策の利活用の積極的な勧奨に取り組みます。

<取組事項の概要>

- 1 月間の名称
大阪労働局「令和8年度 最低賃金周知・支援月間」
- 2 実施期間
令和8年9月1日（火）から同年9月30日（水）まで
- 3 具体的な取組
 - ・大阪府最低賃金の改定額の周知・広報
 - ・賃金引上げに向けた助成金等支援策の周知・広報、利活用の勧奨
- 4 添付資料（リーフレット）
 - ・大阪労働局「令和8年度 最低賃金周知・支援月間」実施要綱
 - ・大阪府最低賃金 令和8年10月1日から 時間額1,231円
 - ・最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策
 - ・業務改善助成金のご案内
 - ・「大阪府業務改善・賃上げ促進補助金」のご案内
 - ・年収の壁対策 労働者1人につき最大75万円助成します！
 - ・大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
 - ・賃金引き上げ特設ページを公開中！



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

大阪労働局「令和８年度 最低賃金周知・支援月間」実施要綱

第１ 趣旨

令和８年度の大阪府最低賃金は、現行から54円引き上げ時間額1,231円（令和８年10月1日発効）に改定予定である。

大阪府最低賃金の確実な履行確保を図るためには、積極的な広報活動等による的確な周知を図るとともに、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者への支援に積極的に取り組むことが重要である。

このため、大阪労働局（以下「局」という。）において「最低賃金周知・支援月間」を設定し、改定された大阪府最低賃金の周知等に取り組むとともに、業務改善助成金等賃金引上げに向けた支援策についても併せて周知を行い、利活用を勧奨することとする。

第２ 実施期間

令和８年９月１日（火）から同年９月３０日（水）まで

第３ 実施事項

１ 局で実施する事項

(1) 労使団体等への協力要請

主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合に向けて改定された最低賃金額及び支援策を周知するとともに、支援策の利活用等の対応が行われるよう、協力要請を行う。

(2) 広報の実施

月間の趣旨等について、記者発表、大阪労働局ホームページ、地方公共団体の広報紙、及び使用者団体のホームページの活用等により、大阪府内で事業を営む使用者及び当該使用者に使用される労働者に対して周知・啓発を行う。

(3) リーフレットの配布

リーフレットを使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に送付し、配架を依頼する。

2 労働基準監督署で実施する事項

あらゆる機会を通じて、改定された最低賃金額及び賃金引上げに向けた環境整備に資する支援策について、特に改定の影響が大きいと考えられる業界や事業場を中心として、その周知及び利活用の勧奨に取り組む。

3 公共職業安定所で実施する事項

求人窓口のほか、所内に改正最低賃金額を記載したリーフレットを掲示・配架して周知を行う。加えて、求人者マイページのメッセージ送信又は郵送等により、改正された最低賃金額及び賃金引き上げに係る支援策についても併せて周知を行う。

第4 その他

業務改善助成金については、令和8年度も厚生労働省において、専用リーフレット等の広報媒体が作成されるとともに、コールセンターが開設されているので、その活用を図る。また、賃金引上げに関するWebページ「賃金引き上げ特設ページ」についても、賃金引上げに関する企業の取組事例、平均的な賃金額の検索機能及び賃金引上げに向けた支援策が掲載されており、その周知を図る。

大阪府の 最低賃金

令和8年10月1日
から

時間額

1,231円



☑使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金制度のマスコット チェックマン

最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額	

最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金に関する
特設サイトもご覧
ください。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**
TEL:0120-068-116 受付:平日9:00~17:00



どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター』に相談してみてね！



◆業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者、その費用の一部を助成する制度です。

【問合せ先】
・業務改善助成金コールセンター
・TEL:0120-366-440



◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。
また、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

【問合せ先】
・大阪労働局職業安定部
雇用保険課助成金センター
・TEL:06-7669-8900



◆中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

【問合せ先】
・中小企業税制サポートセンター
・TEL:03-6281-9821



◆働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

【問合せ先】
・大阪労働局雇用環境・均等部
企画課
・TEL:06-6941-4630



◆中小企業省力化投資補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

【問合せ先】
・中小企業省力化投資補助事業
コールセンター
・TEL:0570-099-660



◆デジタル化・AI導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援します。

【問合せ先】
・デジタル化・AI導入補助金事務局
・TEL:0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



最低賃金・賃金引き上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引き上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引き上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

④賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827



公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

2. 生産性向上に関する支援

⑤固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- ＜先端設備等導入計画の作成等について＞
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- ＜税制について＞
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先

- ・中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307（IP 電話等からのお問い合わせ）

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑧ 中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・ 中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑩ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00～17:00 土日祝日
及び12/29～1/3を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑫ 中小企業新事業進出促進補助金

問い合わせ先（補助金事務局）

- ・ 新事業進出補助金事務局
(コールバック予約システム):
<https://shinjigyoku.resv.jp/>



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

⑭ 小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
・ 商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
・ 商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑨ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・ 中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660 (9:30～17:30/月曜～金曜
(土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑪ デジタル化・AI 導入補助金

問い合わせ先

- ・ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた AI を含む IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

⑬ 事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先（補助金事務局）

- ・ 専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠
050-3145-3812
- ・ 事業承継促進枠 050-3192-6274
- ・ PMI 推進枠 050-3192-6228



事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後の PMI にかかる専門家の活用や設備投資の取り組み、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

⑮ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

問い合わせ先（補助金事務局）

- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブ
- ・ (I) 工場・事業場型
(先進枠) 03-5565-3840
(一般枠/中小企業投資促進枠) 03-5565-4463
(サプライチェーン連携枠) 03-5565-4463
- ・ (II) 電化・脱炭素燃転型 03-5565-3840
- ・ (III) GX 設備単位型/設備単位型
ナビダイヤル 0570-01-5116
I P 電話 042-303-0855
- ・ (IV) エネルギー需要最適化型 03-5565-4773



工場・事業型



設備単位型

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

3. 取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑯ 受託適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669



委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）を策定しています。

⑰ パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

＜「宣言」の内容について＞

・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669

＜「宣言」の提出・掲載について＞

（公財）全国中小企業振興機関協会

03-6228-3802



受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取り組みを「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑱ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

・ 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑲ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑳ 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 ・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。



4. 資金繰りに関する支援

㉑ セーフティネット貸付

（経営環境変化対応資金）

問い合わせ先

・ 日本政策金融公庫 0120-154-505
・ 沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827



一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

㉒ 小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

問い合わせ先

・ 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
・ 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）
の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑳地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉑人材確保等支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取り組みにより従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース：3%、5%又は7%以上の賃上げを行った場合は支給額が加算されます。

テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額が加算されます。

㉒人材開発支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

㉓建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

㉔早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇い入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。



雇入れ支援
コース



中途採用拡大
コース

㉕産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成（上限額 8,870 円／1人1日あたり（1事業主あたり 1,000 万円））します。

㉖働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



労働時間の削減等に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティングや労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃金や割増賃金率を引き上げた場合に、要件に応じた助成上限額の加算制度もあります。

（※）令和8年度の交付申請期限は11月30日（月）です。

③⑩ よろず支援拠点

問い合わせ先

- ・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

③⑪ 取引かけこみ寺

問い合わせ先

- ・(公財) 全国中小企業振興機関協会
 - ・各都道府県の取引かけこみ寺
- 0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

③⑫ 働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

- ・全国の働き方改革推進支援センター



全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引き上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する相談対応やコンサルティング、セミナー等を実施しています。ぜひお気軽にご相談ください。

③⑬ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先（無料会員登録やログイン方法）

- ・ミラサポ plus 運営事務局
- initialization@support.mirasapo-plus.go.jp
※補助金等のご質問は、本サイトに掲載の各補助金事務局にお問い合わせ下さい。



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

令和 7 年 10 月、賃上げ・最低賃金特設ページを設置し、人件費計算シミュレーション機能などを追加しました。賃上げや最低賃金の対応に役立つ情報を多数まとめています。

厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

労働市場全体の「賃上げ」に向けた賃上げ支援助成金パッケージ、賃上げに役立つ情報をまとめた「賃金引き上げ特設ページ」、各都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧はこちら

賃上げ支援
助成金パッケージ



賃金引き上げ
特設ページ



都道府県労働局
所在地一覧



経済産業省では、各支援機関での伴走支援の強化を行っています

最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関（商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎセンター等）まで
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトから



買いたたきなどの違反行為をしていると疑われる委託事業者に関する情報を広く受け付けています

お近くの労働基準監督署においても情報を受け付けています。
※都道府県労働局所在地一覧参照

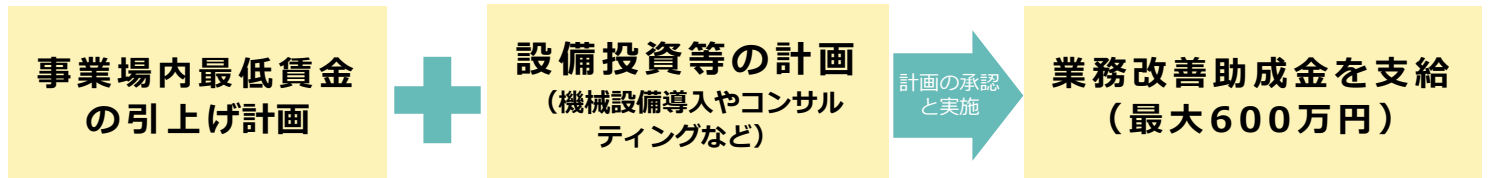
情報提供フォームはこちら



令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



- A：引上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が1,040円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）



対象！

13

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施

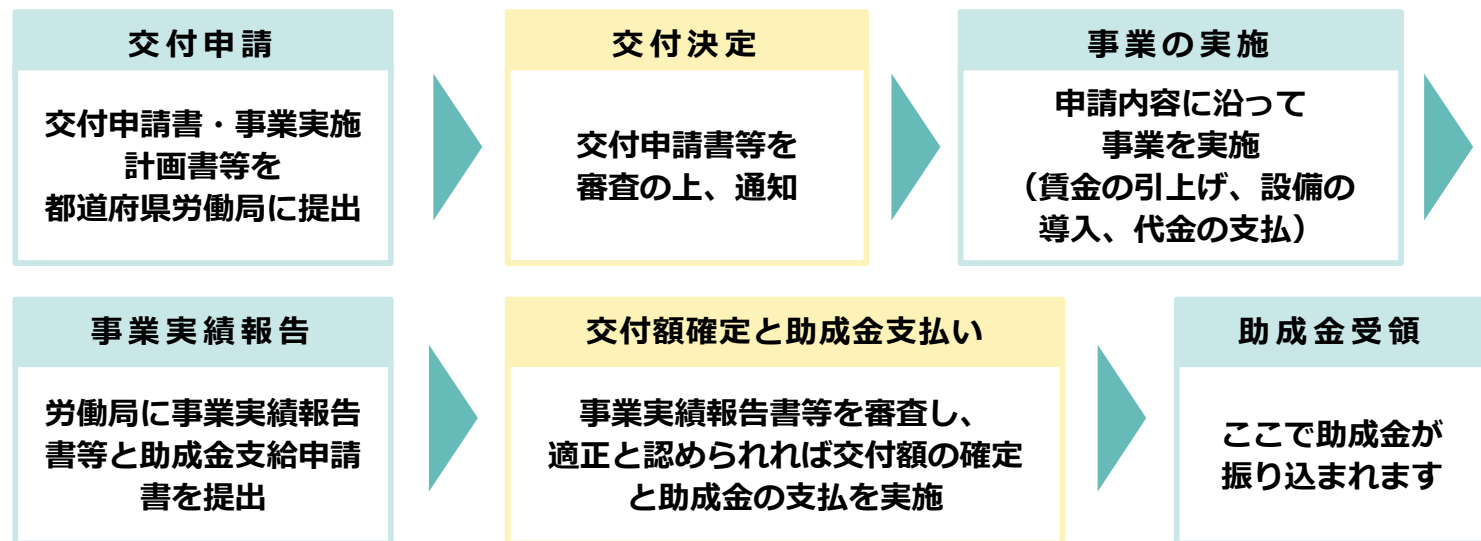


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業所の申請は年度内1回までです。**

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

賃上げで悩んでいませんか？

「大阪府業務改善・賃上げ促進補助金」のご案内

令和8年度厚生労働省「業務改善助成金」を活用し、
大阪府が定める二つの要件をいずれも満たす事業者に対し、上乗せ補助を行います。

上限 200 万円を交付

補助対象経費

国：3/4

府：1/4



府からの上乗せ補助
でさらなる賃上げを
応援！

申請期間

- 事前登録：令和8年9月1日(火)～令和8年度大阪府最低賃金発効日の前日
又は同年11月30日(月)のいずれか早い日まで
- 交付申請：令和8年12月1日(火)～令和9年3月10日(水)
※令和8年9月1日以降に大阪労働局長に国「業務改善助成金」の交付
申請を行い、令和9年3月5日の日付までの交付額確定及び支給決定の
通知を受けていること

※交付申請には事前登録が必須です。

要件

- 大阪労働局に提出した令和8年度「業務改善助成金」申請書の事業実施計画書に
記載の金額を上回る賃上げを行うこと。
- 令和8年度改定予定の大阪府最低賃金よりさらに2%を上回る金額まで事業場内
最低賃金を引き上げること

補助金額

- 補助対象経費 国「業務改善助成金」の対象経費支出済額
※国「業務改善助成金」の「国庫補助金精算書」(交付要綱 様式第9号)に記載する「対象経費支出済額」
- 補助金額 補助対象経費に4分の1を乗じた額(上限200万円)と別途補助金
交付要綱に定める【府】補助上限額を比較し、いずれか低い額

申請方法

- 事前登録・交付申請ともに大阪府行政オンラインシステムにて申請してください。
やむを得ず大阪府行政オンラインシステムが利用できない場合に限り、
郵送も可能です。(特定記録や書留、レターパック等、記録が残る郵便)
(締切日必着)

留意事項

- 国又は地方公共団体、商工会議所等の支援団体が実施する他の補
助金等(「業務改善助成金」は除く)を受ける経費については、補
助対象経費の対象外となります。



※詳細は、大阪府
ホームページをご
確認ください。

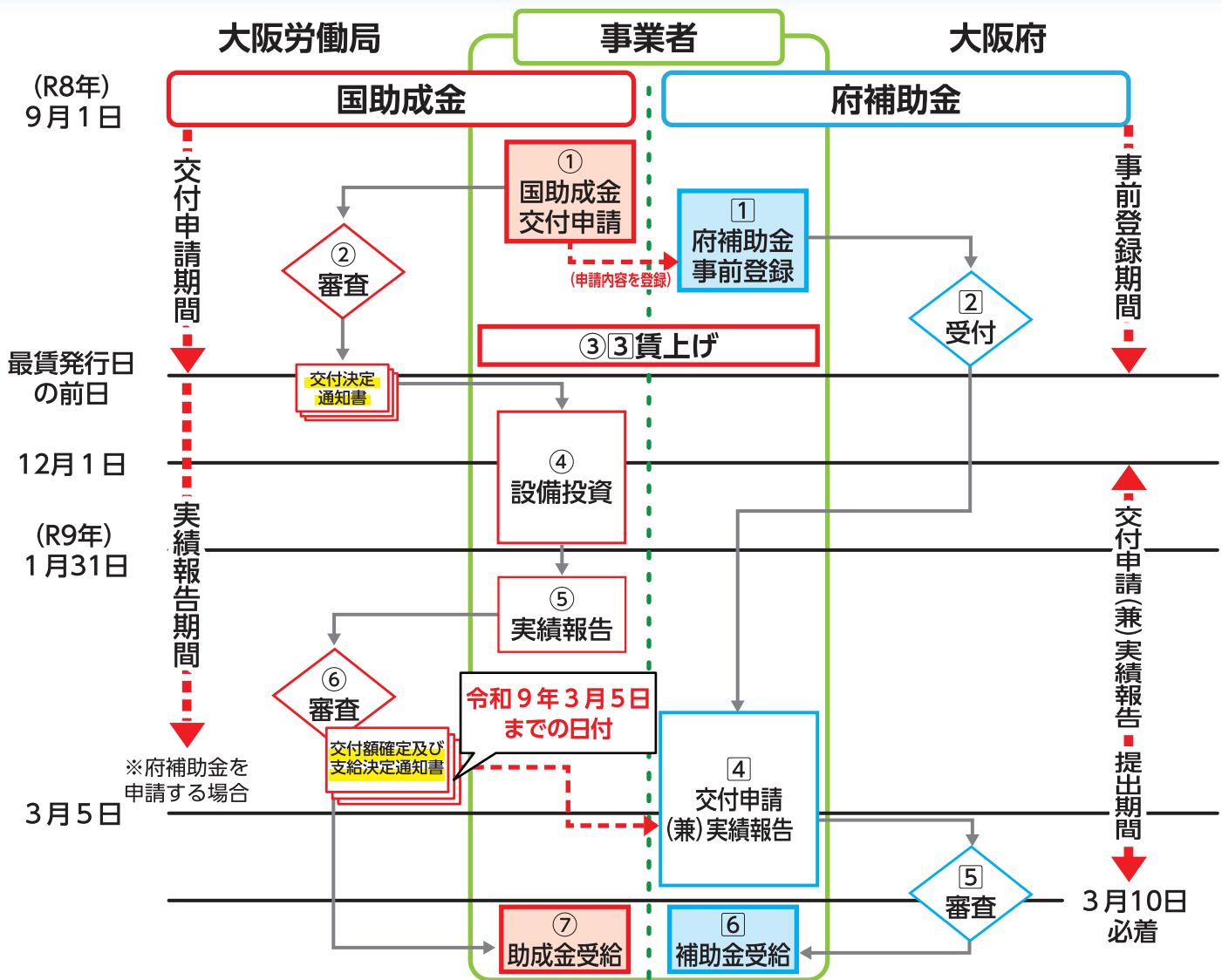
問合せ先：大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 労働環境推進グループ 06-6360-9070

大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館10階

(受付時間) 平日 午前9時30分から12時15分、午後1時から5時30分 ※土日祝日、年末年始を除く

※本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています

大阪府業務改善・賃上げ促進補助金の申請の流れ



大阪府は中小企業の賃上げの取組みを支援します

中小企業賃上げ促進支援パッケージのご案内

- ✓ 物価上昇等により増加したコストの適切な価格転嫁に取り組みたい
- ✓ 設備投資、業務プロセスの効率化などを通じて、利益率向上に取り組みたい
- ✓ 展示商談会への出展を通じて、売上拡大に取り組みたい
- ✓ 従業員のスキルアップに取り組みたい



価格転嫁に向けた専門家派遣による伴走支援

補助金

設備投資支援

利益率向上支援

展示商談会への出展支援

従業員のスキルアップ支援

設備投資応援融資に係る信用保証料補助

主な申請要件等をまとめて確認できるよう「総合案内窓口」を開設しました。

ぜひ、ご相談ください！

① AIチャットボット (LINE)

② コールセンター

(050-5893-6228)



詳しくは /

大阪労働局からのお知らせ

「大阪府業務改善・賃上げ促進補助金」の利用を検討されている事業主の皆様へ

① 令和9年3月5日(金) までに「業務改善助成金」の支給決定を受けていますか？

➡ 大阪府業務改善・賃上げ促進補助金を受給するためには、令和9年3月5日(金) までに「令和8年度／業務改善助成金」(厚生労働省)の交付額確定及び支給決定通知を受けている必要があります。

② 「業務改善助成金」を受給するためには、審査を受ける必要があります。

申請内容によっては、審査期間が長期にわたる場合もあるため、出来るだけ早く申請を行ってください。



■ 厚生労働省「業務改善助成金」について

業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

☎ 0120-366-440

(受付時間 平日午前9時から午後5時)

「業務改善助成金」ホームページはこちら▶



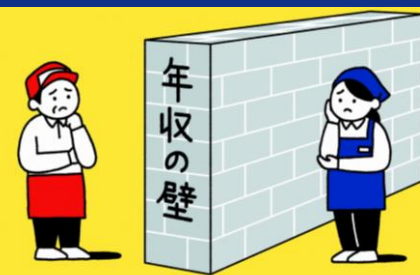
拡充

年収の壁対策

キャリアアップ助成金

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**

・政府広報オンライン「年収の壁・支援強化パッケージ」を加工して作成

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を活用しませんか？

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

【1年目の取組】

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

【2年目の取組】

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。

※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和8年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）

- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、旧「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

旧）社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請ができます

社会保険適用時処遇改善コース（併用メニュー等）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です。

令和7年7月1日

(旧コース) 併用メニュー等の取り組み

▲ 計画届

▲ 支給申請
(本コース)

切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの併用メニュー等を利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**本コースでの申請が可能！**

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

その労働者に対して、以下の①、②のいずれかの取組を行うことができますか。

- ① 社会保険加入日前1か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長※²し、新たに社会保険に加入させる。
- ② 社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長※²する。

はい

**短時間労働者労働時間延長支援コース
が利用可能です。**

いいえ

支給要件には該当しません

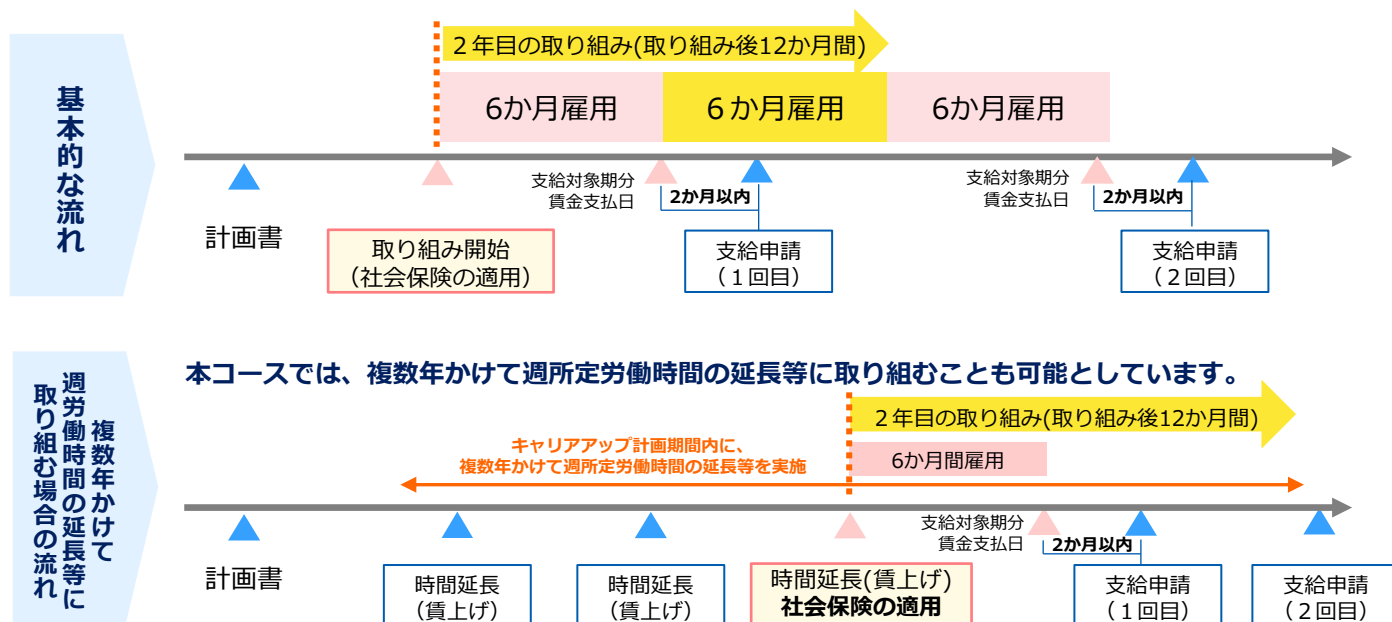
※¹ 社会保険の被保険者の要件は、以下のいずれかを満たす必要があります。

- ・ その事業所で働くフルタイム従業員の週の所定労働時間及び月の所定労働日数が3/4以上であること。
- ・ **従業員51人以上の企業等**は、週の所定労働時間が**20時間以上**かつ所定内賃金が**月額8.8万円以上**であること。（学生を除く）
従業員50人以下の企業等は、労使合意により、短時間労働者の方が社会保険に加入する事業所になることが可能です。
（注）従業員数は**厚生年金の適用対象者**（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上の者）の合計です。

※² 表面の支給要件をご覧ください。

申請手続き

- **コース実施の前日**までに、**キャリアアップ計画書**を作成し、管轄労働局へ提出してください。
（旧「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は提出の必要はありません。）
- **支給申請**は、支給対象期分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書を提出してください。



キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

厚生労働省
公式HP

年収の壁突破
総合相談窓口



0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)





中小企業・小規模事業者の皆さまへ

こんなお悩みありませんか？



- ☑ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ☑ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ☑ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- ☑ 残業を減らしたい。
- ☑ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- ☑ 就業規則を見直したい。
- ☑ 36協定の作り方を知りたい。
- ☑ 働き方の選択肢を増やしたい。
 - ・多様な正社員制度
 - ・選択的週休3日制
 - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です

ぜひ！ 働き方改革推進支援センターにご相談ください！



労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、**ご要望に応じたセミナー**を行っています。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

〒530-0043 大阪市北区天満二丁目1番30号
大阪府社会保険労務士会館5階

受付時間 平日 9:00～17:00

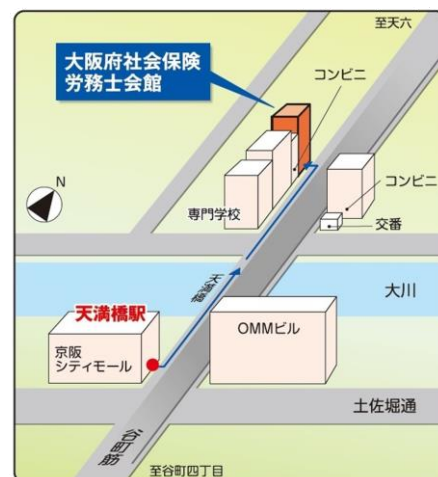
TEL 0120-068-116

MAIL osaka@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/osaka/>



大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

!!こんな!!
お悩み 私たちにご相談ください!!



ご相談事例

- ✓ 最低賃金引き上げの対応
- ✓ 賃金引上げのための生産性向上の支援
- ✓ 年次有給休暇の付与方法
- ✓ 時間外労働の上限規制への対応（建設/運送/IT等）
- ✓ 多様な正社員制度導入支援
- ✓ 人材の確保/定着を目的とした雇用管理改善
- ✓ 正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の解消（同一労働・同一賃金）
- ✓ その他・ワークライフバランス

お申し込み方法

01

QRにアクセス

お手持ちの
スマホでQR
を読み込み



02

お申し込み

企業様の情報と
ご相談内容を
お選びください



03

日程調整

後日、専門家より
お電話にてご連絡
いたします



賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の
取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額が
わかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる
情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー



MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介



MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能



MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合 計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職 種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE1

株式会社ゆめの樹

洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 社所在地：熊本県八代市
- 従業員数：12名



CASE2

栄研化学株式会社

医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：東京都台東区
- 従業員数：708名、連結754名（2023年3月31日現在）



CASE3

南九施設株式会社

造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：鹿児島県鹿児島市
- 従業員数：19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組めます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
22 への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら

